

○島根県附属機関設置条例

昭和43年 6 月28日

島根県条例第15号

改正 昭和44年 8 月 1 日条例第50号
昭和46年10月15日条例第41号
昭和47年 3 月28日条例第13号
昭和49年 3 月26日条例第21号
昭和49年10月15日条例第60号
昭和49年12月24日条例第68号
昭和51年 7 月 9 日条例第20号
昭和56年10月13日条例第26号
昭和56年10月13日条例第29号
昭和56年12月22日条例第38号
昭和57年 6 月25日条例第28号
昭和59年 3 月27日条例第 1 号
昭和60年10月15日条例第27号
平成 7 年 7 月11日条例第25号
平成10年 3 月27日条例第 9 号
平成12年 3 月17日条例第 4 号
平成12年 7 月28日条例第46号
平成13年 3 月23日条例第11号
平成13年 7 月23日条例第39号
平成14年 3 月26日条例第11号
平成15年 3 月11日条例第35号
平成16年 3 月19日条例第 1 号
平成16年12月24日条例第75号
平成18年10月13日条例第52号
平成20年 3 月21日条例第 7 号
平成20年10月21日条例第41号
平成21年12月22日条例第76号
平成26年 3 月18日条例第 8 号

島根県附属機関設置条例をここに公布する。

島根県附属機関設置条例

(この条例の趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及びその担当事務)

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に同表の中欄に掲げる附属機関を置き、その担当事務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 島根県審議会等設置条例（昭和27年島根県条例第37号）

(2) 島根県特別職報酬等審議会条例（昭和39年島根県条例第64号）

3 この条例施行の際現に島根県審議会等設置条例の規定に基づく附属機関及び附属機関を組織する委員その他の構成員は、この条例の規定に基づく相当の附属機関及び附属機関を組織する委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（昭和44年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第21号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第68号）

この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、島根県行政組織整備審議会に係る改正規定は、昭和52年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（昭和56年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年条例第28号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第1号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第27号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（保健所運営協議会条例の廃止）

2 保健所運営協議会条例（昭和29年島根県条例第25号）は、廃止する。

附 則（平成12年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第11号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第35号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第1号）抄

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第75号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第7号）

この条例は、平成20年3月22日から施行する。

附 則（平成20年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第76号）

この条例は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

（昭44条例50・昭46条例41・昭47条例13・昭49条例21・昭49条例60・昭49条例68・昭51条例20・昭56条例26・昭56条例29・昭56条例38・昭57条例28・昭59条例1・昭60条例27・平7条例25・平10条例9・平12条例4・平12条例46・平13条例11・平13条例39・平14条例11・平15条例35・平16条例1・平16条例75・平18条例52・平20条例7・平20条例41・平21条例76・平26条例8・一部改正）

執行機関	附属機関	担当事務
知事	島根県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料及び退職手当の改定について審議すること。
	島根県総合開発審	知事の諮問に応じ、県の総合開発に関する重要事項を

	議会	調査審議すること。
	島根県原子力発電調査委員会	知事の諮問に応じ、原子力発電の開発に関する重要事項を調査審議すること。
	島根県農政審議会	知事の諮問に応じ、農業施策に関する重要事項を調査審議すること。
	島根県蜜蜂転飼調整審議会	知事の諮問に応じ、蜜蜂の群の配置の適正を図るため必要な事項を調査審議すること。
	島根県中小企業調停審議会	知事の諮問に応じ、組合協約に関する重要事項、団体協約についてのおっせん又は調停に関する事項並びに中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項を調査審議すること。
	島根県観光審議会	知事の諮問に応じ、観光開発及び観光事業の振興について必要な事項を調査審議すること。
	島根県水産振興審議会	知事の諮問に応じ、水産振興に関する重要事項を調査審議すること。
教育委員会	島根県教育課程審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育課程に関し必要な事項を調査審議し、及び教育課程について教育委員会に建議すること。
	島根県総合教育審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育の総合的な施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
	島根県生徒指導審議会	教育委員会の諮問に応じ、生徒指導上の諸問題に関し必要な事項を調査審議すること。